

令和8年度 江戸川区立松江第六中学校 人権教育 全体計画

人権に関する法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約
- ・江戸川区子どもの権利条例 等

学校の教育目標

- ・学び考える生徒（知育）
- ・他を思いやる生徒（徳育）
- ・心身たくましい生徒（体育）

人権教育の目標

- ・人権を尊重する態度を育てる。
- ・自分の大切さと共に他の大切さを認める心情を育てる。
- ・差別や偏見を解消する能力、態度を育てる。

目指す生徒像

- ・自ら学び、考え、判断し、主体的に行動できる生徒
- ・人の気持ちや立場を思いやり、互いを尊重しながら高め合うことのできる生徒
- ・向上心を持ち、将来にわたって進んで地域や社会のために役立とうとする生徒

目標策定の方針

公立中学校であるから、他校と異なる特色を出すために特別なことをするのはではなく、まずは中学校としてどの学校でも行っている普通の教育活動をきちんと当たり前に行き、それを少しずつでも充実・向上させていくことで、生徒・保護者そして教職員もが松江六中でよかったと思える学校づくりをしていく。

人権教育に関する指導の実態把握

将来を自ら切り開く力、自己責任をもつ力、他人に思いやりをもち、誠実で情操豊かな心をもつ生徒を目指し、各教科・道徳・生活指導を通して生徒の育成を行っている。

人権教育を通じて育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）

- ・自他の人権を擁護し、人権侵害を予防したりする知識の育成。
- ・責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲や態度の育成。
- ・コミュニケーション能力、違いを認めて受容する能力、協力的・建設的に問題解決に取り組む能力の育成。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

- ・個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解させる。
- ・生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重させる。
- ・正義と公平さを重んじ、誰に対しても公平に接し、正義の実現に努める。

学年・学級経営

- ・一人一人の個性や能力を生かし、学級の一員としての存在感を味わえるようにする。
- ・学級における課題解決を図り、望ましい人間関係を育成する。
- ・言語環境の適正化を図り、教育環境を整備する。
- ・家庭・地域社会等との連携・協力を図り、人間関係を深める。

日常的な指導

- 《基本的な生活習慣の定着》
- ・社会性をはぐくみ、規範意識の向上を図る。
 - ・思いやりの心を育てる。
 - ・温かい人間関係の構築を図る。
 - ・カウンセリングマインドの活用。

教科等の指導

- ・わかる授業の実現に努め、基礎的、基本的学習事項の徹底を図る。
- ・相手の立場になって発言をしたり、人の発表を聞いたりする取組を大切にする。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

- ・基礎的・基本的な学習内容の定着を、全生徒に徹底させる。
- ・基本的な生活習慣を確実に身に付けさせ、自律的な生活を送らせる。
- ・健康な生活を送るための知識や習慣を身に付けさせ、自他を大切に思う態度を養う。

教職員の研修

- ・人権教育推進担当と研修担当を中心に、計画的に研修を行う。
- ・人権教育プログラムを活用し、様々な人権問題に対しての研修を行う。

校種間の連携

- ・本校と小学校の教員がお互いの授業を参観し、情報を交換する。
- ・本校の教員が小学校に出前授業を行う。
- ・小学校の児童が本校で授業見学や部活動体験を行う。

家庭・地域との連携

- ・保護者会、三者面談、学校公開授業参観などの活用。
- ・学校・学年だより等の広報活動の活性化。
- ・地域活動への積極的な参加。